

令和4年7月29日
北陸地方整備局
新潟港湾・空港整備事務所

新潟県内初「砂浜」を海岸保全施設として指定

～美しい海岸線の維持を目指して～

新潟港海岸（西海岸地区）において、直轄海岸事業により養浜した砂浜を海岸保全施設※に指定しました。（指定日：令和4年7月27日）

海岸法に基づく指定は全国では石川県の石川海岸（まっとう松任工区）に次いで2例目、新潟県内では初の事例となります。

※海岸保全施設：海岸法で定める護岸や離岸堤など海岸を防護する施設。

1. 砂浜指定の意義

新潟港海岸は、信濃川から運ばれる土砂量の減少により、海岸線の侵食が始まり、最大350mもの後退を余儀なくされました。新潟港海岸の背後は、海拔ゼロメートル地帯が広がり、侵食が進むことで、新潟市の中心部が浸水や高波による被害が想定される地域です。

北陸地方整備局は背後域を防護する国土保全を目的に、同海岸において砂浜侵食の原因となる高波のエネルギーを吸収する砂浜の整備を行いました。また、整備した砂浜では、地域住民の安全はもとより、かつて砂浜が豊富に形成されていた頃のにぎわいも取り戻してきています。

この美しい砂浜を海岸保全施設として位置づけ、砂浜の管理基準を明確にすることで、将来にわたり適切かつ持続的に砂浜を維持していくことが可能となり、背後地の住民の安全、安心や国土保全に寄与することができます。

2. 砂浜指定範囲

新潟港海岸（西海岸地区）に指定範囲を設定。位置及び指定範囲は別紙のとおり。

（添付資料）

- ・別紙 砂浜指定範囲
- ・[参考] 新潟港海岸（西海岸地区）の侵食対策について

同時発表記者クラブ

新潟県政記者クラブ
新潟県政記者クラブ
専門紙

問い合わせ先

【制度について】北陸地方整備局 港湾空港部 港湾管理課

課長 小澤 辰巳(内線:6231)

課長補佐 伊藤 貴史(内線:6233)

代表025-280-8880 直通025-370-6602 FAX:025-280-8783

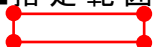
【事業について】新潟港湾・空港整備事務所

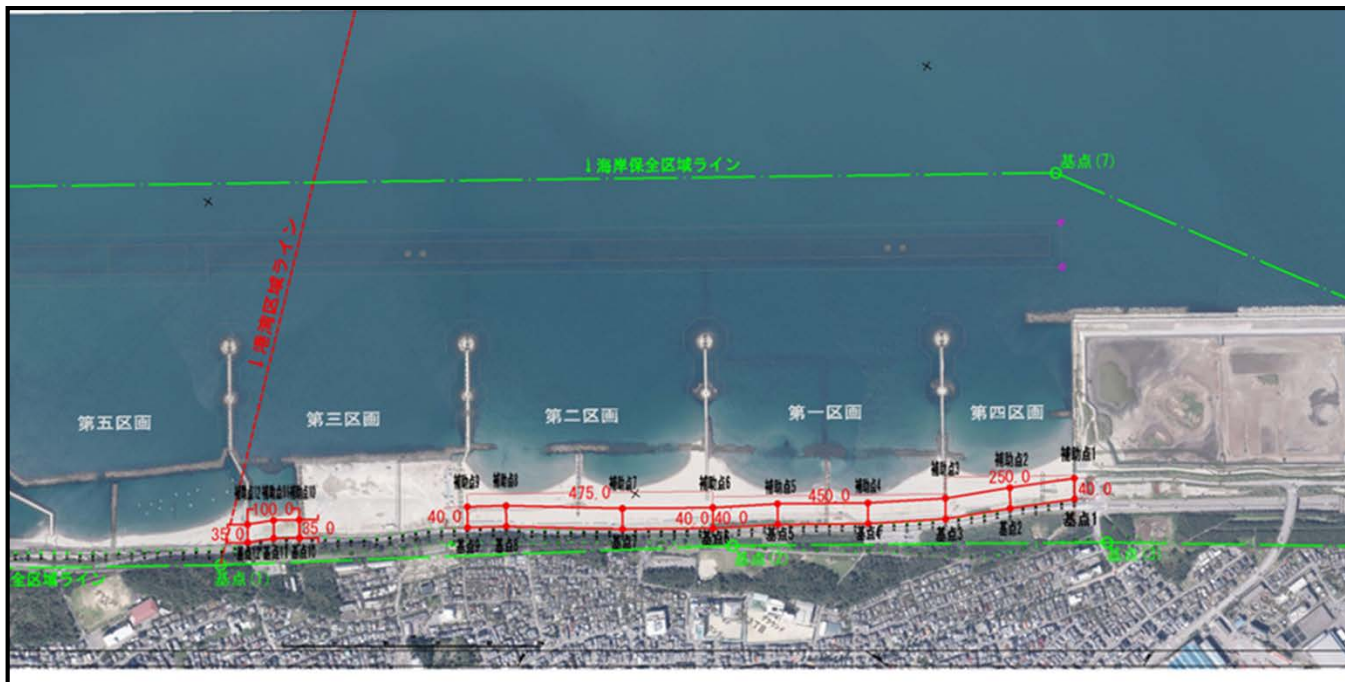
副所長 武田 均 (内線:204)

前任建設管理官 清水 利浩(内線:241)

代表025-222-6111 FAX:025-227-1344

別紙：砂浜指定範囲

- 海岸の名称：新潟港海岸(西海岸地区)
- 指定範囲：延長1,275m 第四区画、第一～第三区画(作業ヤード除く)
- 
 各区画の基点及び補助点を順次結んだ線によって囲まれた区域



- 新潟港海岸での砂浜の役割は、高波のエネルギーを吸収し、背後の市道や市街地に波が打ち上がらないようにするためのものです。
- この役割を、「施設」として永続的に保っていくためには、適切な管理が必要になります。
- 現況は、最大85mの浜幅があり、十分に役割が達成できる砂浜が形成されています。
- 一方で、冬季の高波や低気圧の来襲で、浜幅は刻々と変化することから、市道に波が打ち上がらない最低の浜幅を数値で設定することで、砂浜の管理基準が明確になります。

